

## 2. 働きながら子どもを育てている人を応援するために

### (1) 保育・放課後児童保育サービスの充実

#### 《現状と課題》

#### ア 保育サービス

現在、私たちの村の児童人口は、保育園の待機児童はいないが、保育園利用児童の割合が年々増加していることが、(表1)でもわかるように、保育サービスに対するニーズは増加しており、今後もこの傾向は続くと思われます。

(表1) 保育園利用児童の割合

	平成14年度	平成15年度	対前年比増減
全国	26.5%	27.2%	+0.7%
山手村	38.1%	39.4%	+1.3%

注) 保育園利用児童数÷就学前児童数

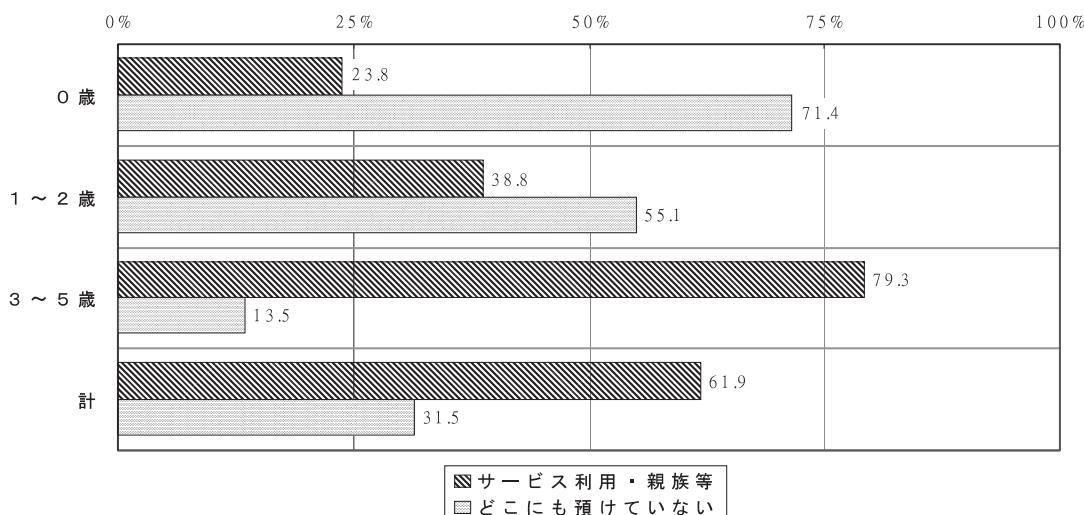
さらに実態調査の結果をみると、現在、平日に保育サービス等を利用したり、親族や知人に預けたりしている人は61.9%います。(図2)

そのうち親族や知人に預けていると答えた人が22.3%だったことからそれ以外の多くが保育サービス等を利用していると言えます。(図3)

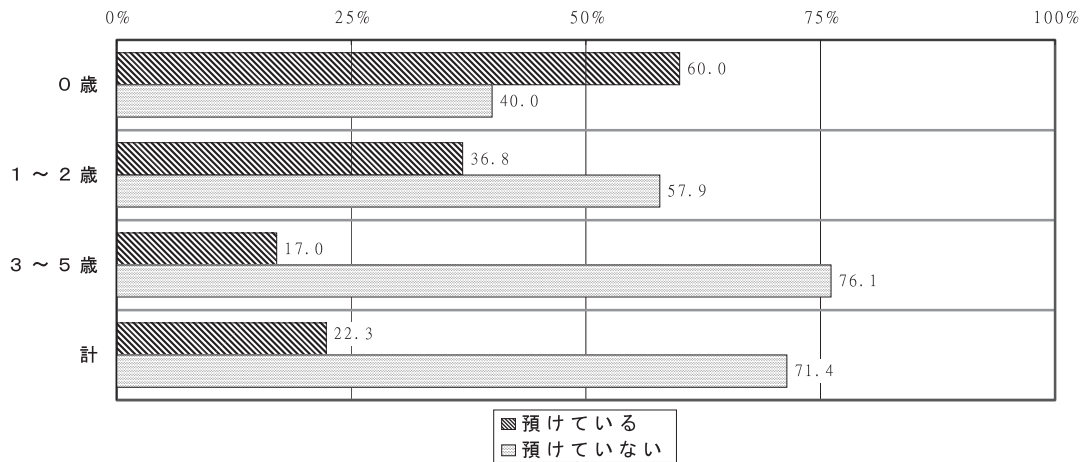
また、親族や知人に預けたりしていると答えた人に今後も親族に預けたいと思うかを尋ねたところ、「今のままでよい」と答えた人が84.0%と多く、「保育所に預けたい」人は8.0%でした。(表2)

保育所を利用していない人にも理由を聞いたところ、「必要がない」、「利用資格がない」、「利用料が高い」が主な理由でした。(表3)

(図2) 平日の保育状況



(図3) 親族や知人に預けている状況(平日)



(表2) 保育所の利用意向(平日)

	0歳		1～2歳		3～5歳		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%
保育所に預けたい	0	0.0	1	14.3	1	6.7	2	8.0
今のままでよい	2	66.7	6	85.7	13	86.7	21	84.0
無回答	1	33.3	0	0.0	1	6.6	2	8.0
計	3	100	7	100	15	100	25	100

(表3) 保育所を利用していない理由(平日)

	0歳		1～2歳		3～5歳		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%
必要がない	11	64.7	22	66.7	28	47.5	61	56.0
利用資格がない	6	35.3	10	30.3	21	35.6	37	33.9
定員に空きがない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
近くに保育所がない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
利用時間が合わない	0	0.0	1	3.0	0	0.0	1	0.9
利用料が高い	3	17.6	5	15.2	17	28.8	25	22.9
その他	2	11.8	2	6.1	3	5.1	7	6.4
無回答	0	0.0	1	3.0	12	20.3	13	11.9
調査数	17		33		59		109	

現在、私たちの村では、通常保育のほか、時間延長保育、産前及び産後中の保育、求職活動中の保育が実施されており、多様な保育ニーズへの対応が進められています。今後はより一層の保育サービスの充実により、これらのニーズに対応していく必要があります。

## イ 放課後児童保育サービス

放課後児童保育サービス（放課後児童会やまっこ）については、現在、小学3年生までを対象として、放課後から午後6時まで実施されています。

放課後児童会利用児童の割合

	小学校在籍児童数	放課後児童会利用児童数	利用割合
1年生	54	17	31.5%
2年生	53	3	5.7%
3年生	40	7	17.5%
合計	147	27	18.4%

注) 平成16年4月1日現在

しかし、実態調査の結果をみると、対象児童以外の学年からの利用希望や利用時間の延長などの希望があります。また、夏休み利用児童の増加への対応等も大きな課題となっています。さらに指導員の配置や労働条件の改善についても、課題として指摘されています。

今後のサービスのあり方については、「子どもにとって何が一番大切なのか」を考えながら、子どもの目線から適切な保育が行われるような、放課後児童保育サービスの運営も検討していかなければなりません。

特に対象学年の引き上げについては、現在、全国の約4分の1の自治体で小学校6年生までの放課後児童保育を実施していること等を踏まえ、検討する必要があります。

## 《施策の方向性》

### ア 保育サービスの充実

今後もすべての子どもが等しく保育を受けることができるように、保育サービスの充実に取り組むことが必要です。

認可保育園で行われている通常保育サービスはもちろんのこと、低年齢児保育の充実や就労形態と子どもの状況に応じた、多様な保育体制の整備（延長保育や特定保育、休日保育、障害児保育、一時保育、病後児保育等）を進めていきます。

また、保育園での養護と教育が、小学校就学後の生活や学習にスムーズにつながるよう、教育内容や指導方法の充実に努めていきます。

## イ 放課後児童保育サービスの充実

小学校全学年を対象とした、放課後児童対策を重要課題として取り組んでいきます。また、指導員の専門性が発揮できるように、条件整備とスキルアップの研修などを進めていきます。

さらに、障害児学童や中学生以上の障害のある子どもたちの、放課後の受け入れ先について検討する必要がありますが、具体的にどのようなニーズがあるのかについて、保護者のニーズ調査・聴き取り調査などを通じて把握し、広域的な取組も視野に入れ進めていきます。

これらの施策の推進については、行政と関係機関が一体となって協議を進めていきます。

## ウ サービスの質の確保・向上

これまでは、主としてサービス量の確保を重視した取組がなされてきましたが、今後は量的な確保に加え、質の確保・向上についても検討していく必要があります。

サービスの質の確保・向上という視点に立つとき、保育・放課後児童保育においては、子どもたちの個性や成長に応じた健やかな育成を保障するとともに、家庭との連携を図り、ニーズに即したサービスを提供することが求められます。そのためには、保護者と保育士・指導員との間で、また専門職の間で保育の目的と理念が共有される必要があります。

また、現行の保育・放課後児童保育サービスのあり方を、第三者に評価してもらうことも検討する必要があります。評価に際しては、子どもにとって本当に何が必要か、といった子どもの目線に立ったサービスの内容の評価という視点も大切なことです。

そして、得られた評価については、保育・放課後児童保育サービスの確保・向上のために、十分に活用することが重要です。

こうした取組を進めていくに当たって、行政は自らが持つ保育・放課後児童保育サービスの情報を、住民に漏れなくわかりやすく提供できるよう心掛けていくことが必要です。

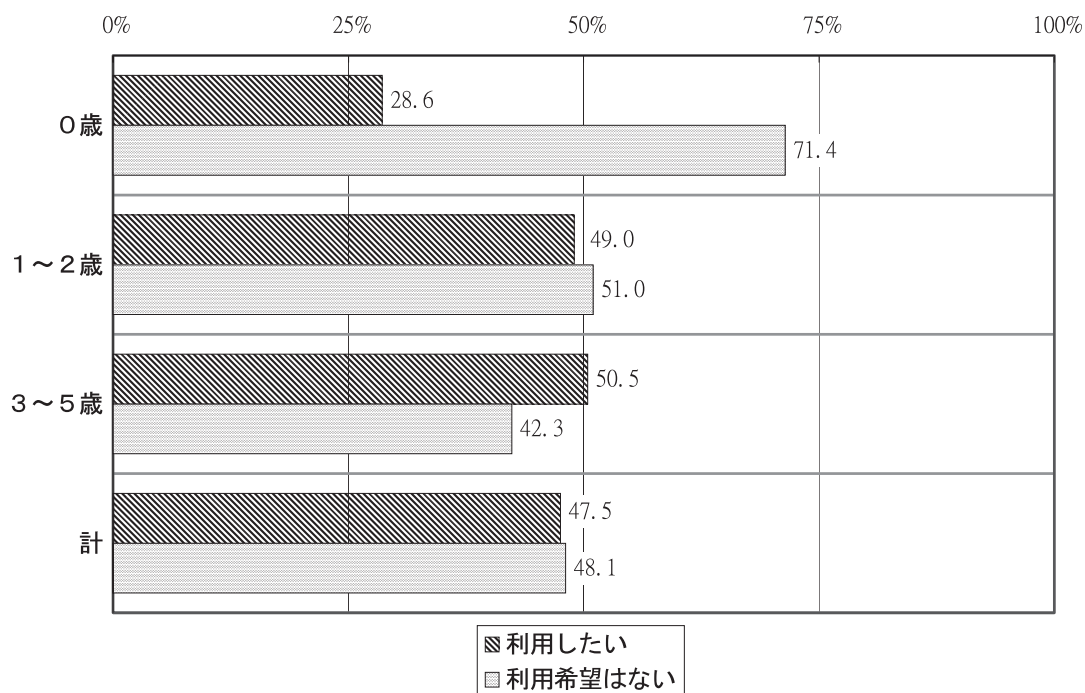
## (2) 仕事と子育ての両立の推進

### 《現状と課題》

実態調査によれば、現在、私たちの村では、0歳から5歳までの子どもを持つ保護者の47.5%（表4）が平日の保育利用の希望があり、その人たちに、子どもを預けたい理由を尋ねたところ、57.0%（表5）の人が、「現在就労中」と答えています。「就労予定あり・求職中」「就労意向あり」も含むと77.9%にもなり、就労希望の高さがうかがえます。

働きながら子育てをしている人にとって、保育サービスの提供が十分でない、特に保育時間と就労時間とがうまくかみ合わないという現状は切迫した問題です。また、子どもとの時間が十分にとれないことは、子育てをしている中での不安の一つとしてもあげられています。

(図4) 平日の保育希望



(表4) 子どもを預けたい主な理由(平日)

	0歳		1～2歳		3～5歳		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%
現在就労中	2	33.3	13	54.2	34	60.7	49	57.0
就労予定あり・求職中	2	33.3	3	12.5	2	3.6	7	8.1
就労意向あり	1	16.7	3	12.5	7	12.5	11	12.8
未就労だが預けたい	0	0.0	3	12.5	5	8.9	8	9.3
家族等の介護が必要	0	0.0	0	0.0	1	1.8	1	1.2
病気や障害がある	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学生・就学意向あり	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	16.7	0	0.0	5	8.9	6	7.0
無回答	0	0.0	2	8.3	2	3.6	4	4.7
計	6	100	24	100	56	100	86	100

そして保育利用の希望のある人に、利用希望時間帯を尋ねたところ、8.1%の人が19時以降を希望しています。こういった問題の解決をすべて保育時間の延長に頼るのではなく、育児のための勤務制度を見直していくことも必要です。

住民一人ひとりも、それぞれの職場で事業者と話し合いの場を持つなどして、子育てを応援するすべての人が一体となって、仕事と子育ての両立に向けて前進していく必要があります。

#### 《施策の方向性》

働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることなく、子育てに時間を割いて、なるべく長い時間子どもと同じ時間を共有できるよう、法律で定められた子育て休業に関する様々な制度の実施を、行政だけでなく住民も一体となって、様々な方面から事業者に対して働きかけていきます。

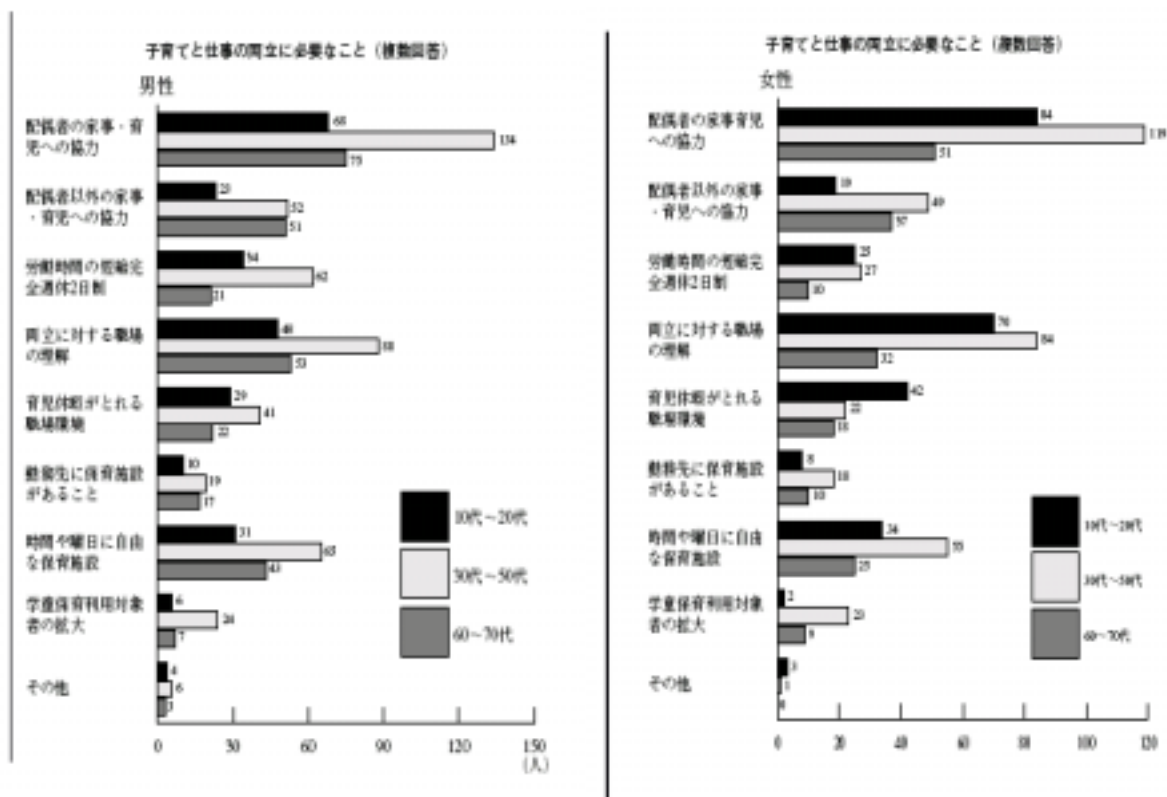
### (3) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

#### 《現状と課題》

平成15年に実施した夢づくり計画のアンケート調査では、「子育てと仕事を両立させる上で必要なことは？」の問いに、男性では「子育てと仕事の両立に対する職場の理解」19%、「育児休暇がきちんととれる職場環境」12%となっています。女性では「子育てと仕事の両立に対する職場の理解」21%、「育児休暇がきちんととれる職場環境」9%、「労働時間の短縮や完全週休2日制の実施」7%となっています。

(図5) 子育てと仕事の両立に必要なこと（複数回答）

単位：人



共働き家庭の割合が増加していく中で、男性の家庭内での育児に関する役は大きくなっています。このことは、子育てをすることの喜びを感じることでできる機会が、男性にとって増えている、というとらえ方もできます。もちろん個人の考え方・行動を変えていくことが第一ですが、男性がよりスムーズに家庭での子育てに参加できる環境をつくるためには、行政が事業主に対して、ノー残業デーの設定や年次有給休暇の積極的な取得を認めるよう、意識啓発を図るなどの側面からの働きかけが必要です。

一方、実際に休暇をとり、育児に参加する男性の意識も同時に啓発していく必要があります。職場優先意識を改善するだけでなく、これまでの性別役割分担にとらわれず、平等に生きていける社会を目指し、今後の男性の働き方や子育てのあり方について、研修会などを実施することは重要です。

そして実際の社会参加に際しても、集会などは遅い時間帯に開催する、子育てに喜びを感じられるメニューを提供する等の配慮が必要です。これにより、ひとりでも多くの参加者が増えることで、男性が家庭内における自らの役割を自覚し、それが真の男女共同参画社会の実現につながることを、村全体が常に意識していく必要があります。

## 《施策の方向性》

### ア 男性を含めた働き方の見直し

村役場をはじめとした村内の事業所において、育児休暇取得率の向上を目指していきます。そのためには、行政からだけでなく、住民一人ひとりも事業者に対して様々な働きかけを行い、そしてこの制度の趣旨と目的を明確に理解してもらうよう取り組んでいきます。

それと同時に、男性に対して子育て家庭における働きと子育てのあり方について、男性同士で、家庭内で、そして村全体で一緒に考える機会を設け、共に子育て参加に取り組む姿勢を持つよう、意識啓発を図っていく必要があります。

### イ 父親の子育て参加の促進

父親が子育てに目を向け、家庭内における子育ての役割分担を自覚し、そして実際に家族全体で協力して子どもを生き育てていく意識を広めていくことを目指します。そのためには、父子手帳の配布や父親対象の育児教室の実施、家庭教育学級の開催など、行政や子育てサークルなど子育て支援関係機関と一体となって、男性の子育て参加の意識を高めていく事業を実施します。そして、子育て参加、社会参加を行う際にはなるべくスムーズな参加が図られるよう、研修会の開催時刻や研修の内容を工夫する配慮をしていきます。